見守り 新鮮情報

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の**瓦が傷んでいる**ように見えたので**点検**したい」と業者が**訪問**してきた。**点検**した後、業者が**撮影した瓦の映像**を見せられ、「かなり**ひどい**。

このままでは**雨漏り** するかもしれない。

すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。(70歳代女性)



不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で 契約しないで



- ●住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を 持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」の トラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に 気を配りましょう。
- ●「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。
- ●点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- ●法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合は クーリング・オフを行うことが出来ます。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

第205号

「無料で排水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったとこる「**工事が必要**」と、排水管の一部が割れている写真を見せられたため、工事契約を結んだ。工事当日、開始後しばらくして、「水漏れ

していて隣の家まで水が行っている。

先に別の工事をしないと大変だ」

と言われた。工事費が合計で70万円と高額になったので迷っていると、「特別に50万円にする」と値引きを示され、隣の家に迷惑がかかるのは困ると思い、契約してしまった。(60歳代 男性)



水漏れは

「無料点検」に応じたら…高額な排水管工事勧誘

ひとこと助言



- ●「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- ●「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要ない場合は、きっぱり断ることが大切です。
- ●契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

2014年11月12日

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎玄

見守り 新鮮情報

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。 損害保険で負担なく修理が出来る」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら

「保険金額が、見積金額より

安くて工事が困難な場合 は、30%の手数料を

払う」と記載されていた。**手数料**の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。(70歳代女性)



「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

ひとこと助言



本文イラスト:黒崎 玄

- ●自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、 損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が 支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約 の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- ●住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約を させられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続き の手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- ●「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な 修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の 必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。
- ●不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に ご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り新鮮情報

第195号

訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され「火災保険の保険金で屋根の修繕ができる。自己負担は一切ない」と勧誘された。点検の結果、50万円の見積書を渡され、保険会社に保険金

を請求し、下りた金額で 工事をするという契約 をした。保険会社からは 8万円ほど下りること になったが、よく考えも と50万円の見積もり なのに8万円で工事がで きるのはおかしい。 解約したい。 (70歳代 男性)



急増保険金の利用を口実に 自宅の修理を勧誘

ひとこと助言



- ●「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」 などと勧誘する手口の相談が急増しています。
- ●請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。 安易に契約してはいけません。
- ●契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります。 早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談く ださい。

2014年7月23日

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト:黒崎 玄